

2024年9月24日(火)

# 小栗キャップの News Letter

#### 税理士法人STR 代表社員·税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル3・4階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

## 中小企業賃上げ促進税制 適用の準備を怠りなく

#### 中小企業賃上げ促進税制の今年の改正内容

本年改正後の、中小企業(資本金1億円 以下及び従業員数1000人以下の企業、但し 大規模法人関連法人等は除外)向け賃上げ 促進措置税制は次の通りです。

- (1)雇用者給与等支給増加割合が 1.5%以上 の場合の基本の税額控除率を 15%とする。 (2)基本の税額控除率に、次の場合の区分に 応じそれぞれ次の上乗せ措置をする。
  - ①雇用者給与等支給増加割合が 2.5%以上である場合、税額控除率に 15%を加算 ②教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合が 5%以上であり、且つ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上である場合、税額控除率に 10%を加算
  - ③プラチナくるみん、プラチナえるぼし、 15 条くるみん、9条えるぼしのいずれか の認定を受けている場合、税額控除率に 5%を加算
- (3) 控除税額は、法人税額の 20%を限度とするが、控除限度超過額については、5年間の繰越控除ができる。

### 次の決算に向けて準備開始しよう

最大45%の税額控除率となるこの改正は、 令和6年4月1日以後開始する各事業年度 において適用となります。支払給与の増加 額の45%の税額控除というのはおろそかに すべきではない特例です。従って、次の決 算日までに、教育訓練費が要件を充足する ように計画し実行すること、「くるみん」「え るぼし」の認定に挑戦してみること、は経 営の留意事項といえます。

#### 「くるみん」「えるぼし」認定挑戦

「くるみん認定」は、仕事と子育ての両立 支援に積極的に取り組む企業を一定基準で 評価し、「次世代育成支援対策推進法」に基 づき、厚生労働大臣が認定する制度です。

「えるぼし認定」は、女性活躍推進に取り 組む状況を評価し、一定基準を満たした企 業を厚生労働大臣が認定する制度です。

「くるみん認定」「えるぼし認定」を受けると、採用力が強化され、優秀な人材確保につながり、社内にも周知することで、従業員の組織への信頼を高めて離職率低下にもつながります。

「くるみん認定」「えるぼし認定」の対象 企業には、公共調達などにおける優遇措置 があり、「くるみん認定」には、「くるみん助 成金」「両立支援等助成金」などを受け取る ことができる場合があります。



従業員100人超の企業は、くるみん申請が義務になってる。